

県パワーアップ融資

長期資金を導入して企業体力を回復!

売上が減少し資金繰りと業績の回復を図りたい方へ

融資期間は
最長10年と
安心の
長期返済

茨城県から
信用保証料
一部補助
あり

融資金利は
年1.3%~1.6%の
低金利

融資限度額
要件1~6号：5,000万円
要件7号：1億円

資金用途
要件1~3号、5号、7号：運転資金、設備資金
要件4号^(注)、6号：運転資金

(注)新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号については、資金用途が借換資金に限定されます。

融資期間
要件1~6号：運転資金7年以内、設備資金10年以内
要件7号：10年以内

連帯保証人
要件1~6号：必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
要件7号：必要となる場合がある。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者の連帯保証人は不要。

担保
必要に応じて徴求

融資利率
年1.3%~1.6%

信用保証料率
要件により異なる(裏面を参照してください)

- 〈要件1号〉直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で5%以上減少している方
- 〈要件2号〉直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している方
- 〈要件3号〉直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方
- 〈要件4号〉経営安定関連保証1~8号の認定を受けた方
- 〈要件5号〉危機関連保証の認定を受けた方
- 〈要件6号〉県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方
- 〈要件7号〉伴走支援型特別保証の申込人資格要件を満たす方
(裏面を参照してください)

あなたのチャレンジを応援します!
-企業とともに未来へ-

茨城県信用保証協会

ホームページは
[こちら](#)



LINEは
[こちら](#)



本店営業部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階

- ◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826
- ◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

土浦支店

〒300-0043

土浦市中央二丁目2番28号

- ☎029-826-7812
- ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階

- ◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813
- ◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858
- ◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
- ◆創業支援課 ☎029-224-7865

県パワー1

必要となる認定申請書等

対象者	要件1号：直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で5%以上減少している方 要件2号：直近3か月の受注高または売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している方 要件3号：直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方 ※経営安定関連保証4号、5号を利用する場合は、各制度の要件を満たすことが必要となります。	様式名 窓口	茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第1号） 商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会に申請（注1）
	融資限度額 5,000万円		
	融資期間 運転資金 7年以内（据置2年以内） 運転設備併用 7年以内（据置2年以内）		

県パワー2

必要となる認定申請書等

対象者	要件4号：経営安定関連保証1～8号の認定を受けた方 要件6号：県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方	様式名 窓口	<要件4号> 茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号） <要件6号> 茨城県パワーアップ融資認定申請書（県指定関係）（様式第3号）
	融資限度額 5,000万円		
	融資期間 運転資金 7年以内（据置2年以内）		

信用保証料率	3年以内：年1.3% 3年超5年以内：年1.4% 5年超7年以内：年1.5%	窓口	<要件4号> 取扱金融機関に申込（注1） <要件6号> 商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会に申請
	〈要件4号〉 経営安定関連保証1～3号、6号 年0.90% 経営安定関連保証4号 年0.70% 経営安定関連保証5号、7号、8号 年0.80% } ※一部の場合を除き、茨城県が信用保証料の一部を補助		
	〈要件6号〉 年0.45%～1.90%		

責任共有制度	〈要件4号〉 経営安定関連保証1～4号、6号：対象外 〈要件6号〉 対象 経営安定関連保証5号、7号、8号：対象	窓口	茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号） その他の添付書類については、伴走支援型特別保証と同様となります。

県パワー4（伴走支援型特別保証対応）

必要となる認定申請書等

対象者	要件7号：次の（1）から（3）のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 (1) 経営安定関連保証4号の認定を受けていること (2) 経営安定関連保証5号の認定を受けていること (3) 次の①または② i ~ vi のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること	窓口	茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号） その他の添付書類については、伴走支援型特別保証と同様となります。
	融資限度額 1億円（注2）		
	融資期間 運転資金 10年以内（据置5年以内） 運転設備併用 10年以内（据置5年以内）		
	融資利率 3年以内：年1.3% 3年超5年以内：年1.4% 5年超7年以内：年1.5% 7年超10年以内：年1.6%		
	信用保証料率 対象者（1）および（2）の方：年0.20% 対象者（3）の方：年0.20%～1.15%		
	責任共有制度 対象者（1）の方：対象外 対象者（2）および（3）の方：対象（注3）		
	取扱期限 令和6年6月28日保証申込受付分まで		

(注1) 経営安定関連保証の認定申請窓口は市町村となります。

(注2) 県パワー4（伴走支援型特別保証対応）については、茨城県信用保証協会の保証付融資全般（農業ビジネス保証を除く）の借り換えが可能です。
※原則として、責任共有対象の既存保証を責任共有対象外の保証で借り換えることはできません。

ただし、県パワー4（伴走支援型特別保証対応）においては、例外の取り扱いが可能となる場合があります。

詳しくは、伴走支援型特別保証のチラシをご参照ください。

(注3) 借り換えにおける例外の取り扱いにより、対象外となる場合があります。